

令和元年度

食品廃棄物等の発生抑制及び

再生利用の促進の取組に係る実態調査¹

報告書

令和2年3月

¹ 「平成31年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」（環境省請負調査）の一部において実施されたもの。

市区町村における食品循環資源の再生利用等の取組に係る実態調査及び取組拡大へのとりまとめ

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の公表（令和元年 7 月）や、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行（令和元年 10 月）を受けて、食品廃棄物の発生抑制および再生利用に係る地方公共団体の役割は大きくなっている。食品リサイクル法の新たな基本方針の中では、食品廃棄物の再生利用等の促進に向けて、市区町村においては、多量排出事業者への減量化指導の徹底、優良な登録再生利用事業者を認定する取組の活用、更には事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進といった役割が求められている。食品ロスの削減の推進に関する法律では、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされており、本法律で定められた基本方針を基に、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされている。

これらを踏まえ、市区町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの発生量を含めた食品循環資源の再生利用等（発生抑制及び減量並びに再生利用及び熱回収）の実施状況に関する実態調査を行った。実態調査の結果を踏まえ、家庭から排出される食品廃棄物及び食品ロスの発生量の全国推計を行った。

1. 調査の目的と対象

家庭から発生した食品廃棄物・食品ロスの発生量及び処理状況、食品廃棄物・食品ロスの発生抑制や再生利用に関する取組の実施状況等を把握するため、全市区町村に対してアンケート調査を実施した。

2. 調査項目

アンケート調査は、以下の項目について調査を行った。

図表 1 市区町村アンケートの調査項目

調査項目	
食品廃棄物・食品ロスの発生状況	<ul style="list-style-type: none">➤ 食品廃棄物の収集方法➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法➤ 組成調査の実施方法➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法及び結果➤ 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無➤ 家庭から排出された食品ロス量とその計算方法

3. 調査方法

アンケート調査は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施した。調査期間は、2019年10月24日から2019年11月29日とし、市区町村からの回答を都道府県で回収・集計した後、環境省を通じてメールにて調査票の回収を行った。

4. 回収結果

総回答数は 1,704 件で、回収率は 97.9%であった。うち、1 件は無効回答であったため、有効回答数は 1,703 件である。各都道府県における回収結果を下表に示す。

図表 2 回収結果（都道府県別）

都道府県		市区町村数	回答数	無回答数	回収率
北海道地方	北海道	179	158	21	88.3%
東北地方	青森県	40	40	0	100.0%
	岩手県	33	23	10	69.7%
	宮城県	35	35	0	100.0%
	秋田県	25	21	4	84.0%
	山形県	35	35	0	100.0%
	福島県	59	59	0	100.0%
関東地方	茨城県	44	44	0	100.0%
	栃木県	25	25	0	100.0%
	群馬県	35	35	0	100.0%
	埼玉県	63	63	0	100.0%
	千葉県	54	54	0	100.0%
	東京都	62	62	0	100.0%
	神奈川県	33	33	0	100.0%
中部地方	新潟県	30	30	0	100.0%
	富山県	15	15	0	100.0%
	石川県	19	19	0	100.0%
	福井県	17	17	0	100.0%
	山梨県	27	27	0	100.0%
	長野県	77	77	0	100.0%
	岐阜県	42	42	0	100.0%
	静岡県	35	35	0	100.0%
	愛知県	54	54	0	100.0%
近畿地方	三重県	29	29	0	100.0%
	滋賀県	19	19	0	100.0%
	京都府	26	26	0	100.0%
	大阪府	43	43	0	100.0%
	兵庫県	41	41	0	100.0%
	奈良県	39	39	0	100.0%
	和歌山県	30	30	0	100.0%
中国地方	鳥取県	19	19	0	100.0%
	島根県	19	19	0	100.0%
	岡山県	27	27	0	100.0%
	広島県	23	23	0	100.0%
	山口県	19	19	0	100.0%
四国地方	徳島県	24	24	0	100.0%
	香川県	17	17	1	100.0%
	愛媛県	20	20	0	100.0%
	高知県	34	34	0	100.0%
九州・沖縄地方	福岡県	60	58	2	96.7%
	佐賀県	20	20	0	100.0%
	長崎県	21	21	0	100.0%
	熊本県	45	45	0	100.0%
	大分県	18	18	0	100.0%
	宮崎県	26	26	0	100.0%
	鹿児島県	43	43	0	100.0%
	沖縄県	41	41	0	100.0%
全体		1,741	1,704	37	97.9%

5. 食品廃棄物・食品ロスの発生状況

回収した調査票のうち、有効回答であった 1,703 件を対象として集計を行った。調査項目ごとの集計結果は以下の通りである。

(1) 食品廃棄物の収集方法

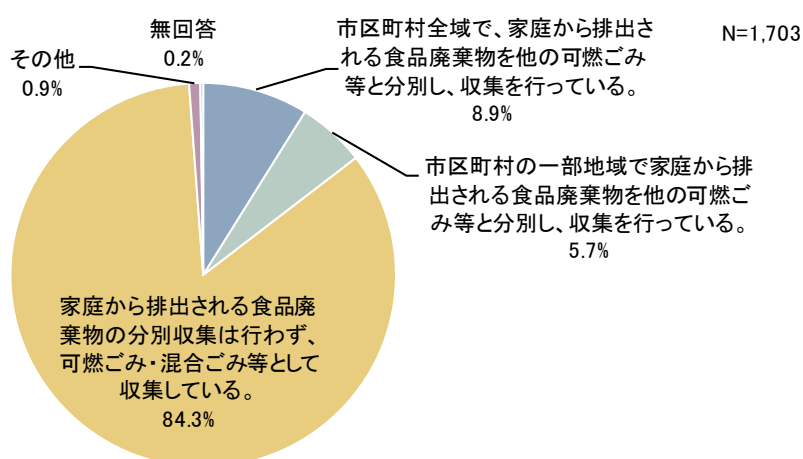
家庭から排出される食品廃棄物の収集方法について伺ったところ、「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」、「市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」が、それぞれ 151 件 (8.9%)、97 件 (5.7%) であり、分別収集を行っている市区町村は全体の 14.6%であった (一部地域・世帯での実施を含む)。

昨年度調査 (H30 年度調査) では、全域で実施が 137 件 (8.0%)、一部地域でのみ実施が 112 件 (6.6%) と、分別収集を実施する市区町村数の合計は横ばいだが、全域で実施している市区町村は増加している (昨年度調査の集計対象は、1,706 市区町村)。

これを人口規模別にみると、分別収集を行っているのは人口規模の小さい都市に多く、人口 5 万人未満の都市の約 17%が全域又は一部地域で食品廃棄物の分別収集を行っていることが分かった。また、人口規模 5 万人以上 50 万人未満の都市でも、10%前後で全域又は一部地域での分別収集を行っている。

「その他」の回答は、「生ごみは収集せず、各家庭でコンポストや電動生ごみ処理機を使用して堆肥化している。」「廃食用油については、別途回収、その他の食品廃棄物については可燃ごみとして収集している。」等があった。

図表 3 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法



図表 4 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

	件数	割合
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている。	151	8.9%
2. 市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている	97	5.7%
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集している	1,435	84.3%
4. その他	16	0.9%
無回答	4	0.2%
合計	1,703	100.0%

図表 5 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法（人口規模別）

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	248 (100)	255 (100)	1,165 (100)	1,703
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている。	0 (0)	4 (2)	6 (2)	141 (12)	151
2. 市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている。	0 (0)	21 (8)	16 (6)	60 (5)	97
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集している。	35 (100)	222 (90)	232 (91)	946 (81)	1,435
4. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	15 (1)	16

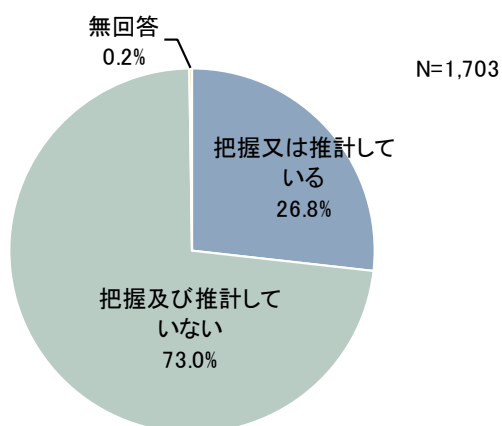
(注) () 内は全体を 100 とした場合の割合。以下同様。

(2) 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無

家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無については、「把握又は推計している」が456件（26.8%）であった。人口規模別にみると、50万人以上の都市では89%が把握又は推計をしている一方、人口規模が小さくなると把握又は推計の実施率が低くなり、5万人未満の市区町村では把握又は推計をしているのは19%にとどまる。

なお、「把握及び推計していない」と回答している市区町村の中には、1)において、「市区町村全域で分別収集を行っている」と回答した市区町村のうちの約3割（46件）が、また、「市区町村の一部地域で分別収集を行っている」と回答した市区町村の過半数（56件）が含まれていた。

図表 6 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無



図表 7 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無

	件数	割合
1. 把握又は推計している	456	26.8%
2. 把握及び推計していない	1,243	73.0%
無回答	4	0.2%
合計	1,703	100.0%

図表 8 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無（人口規模別）

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	248 (100)	255 (100)	1,165 (100)	1,703
1. 把握又は推計している	31 (89)	125 (50)	78 (31)	222 (19)	456
2. 把握及び推計していない	4 (11)	122 (49)	177 (69)	940 (81)	1,243
無回答	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	4

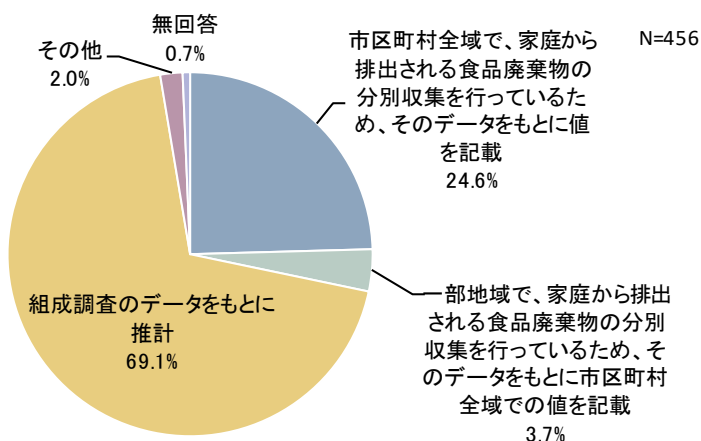
(3) 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

(2) で家庭から排出される食品廃棄物の量を把握又は推計していると回答した 456 市区町村を対象に、食品廃棄物の量の計算方法について伺った。

食品廃棄物の量の計算方法としては、「組成調査のデータをもとに推計」が 315 件 (69.1%) と最も多く、次いで「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに値を記載」(分別収集の結果を活用) が 112 件 (24.6%) であった。

「その他」の内容は、「一部地域で実施している食品廃棄物の分別収集量と他地域での可燃ごみ組成調査結果から推計」「類似市区町村の過去の組成調査結果から推計」などがあつた。

図表 9 家庭から排出された食品廃棄物の量の計算方法

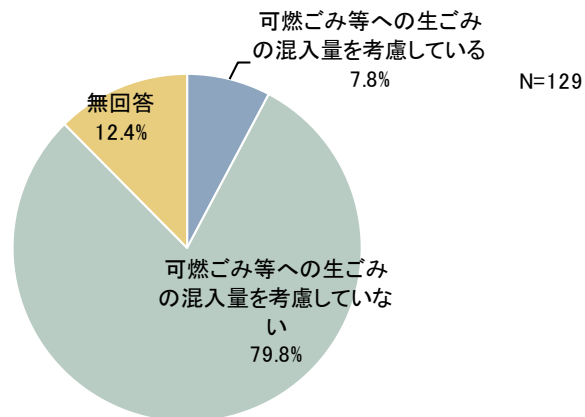


図表 10 家庭から排出された食品廃棄物の量の計算方法

	件数	割合
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに値を記載	112	24.6%
2. 一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに市区町村全域での値を記載	17	3.7%
3. 組成調査のデータをもとに推計	315	69.1%
4. その他	9	2.0%
無回答	3	0.7%
合計	456	100.0%

(3) で、全域または一部地域で実施している分別収集の結果に基づいて推計を行っているところ、129 市区町村に対し、可燃ごみ等への生ごみの混入量を推計に考慮しているか伺ったところ、103 件 (79.8%) が「可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮していない」であった。「可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮している」と回答したのは、10 件 (7.8%) であった。「可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮していない」場合には、可燃ごみ等の食品廃棄物の混入量が多い場合において、一部過小評価となっている可能性があると考えられる。

図表 11 可燃ごみ等への生ごみの混入量の考慮



図表 12 可燃ごみ等への生ごみの混入量の考慮

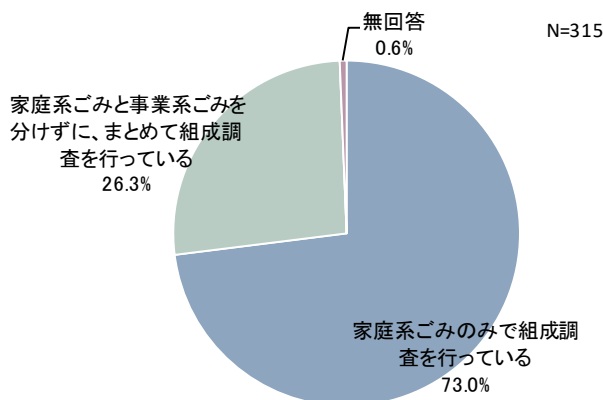
	件数	割合
1. 可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮している	10	7.8%
2. 可燃ごみ等への生ごみの混入量を考慮していない	103	79.8%
無回答	16	12.4%
合計	129	100.0%

(4) 組成調査の実施方法

(3) で組成調査をもとに食品廃棄物の量を推計したと回答した 315 市区町村に対し、組成調査における調査対象や調査方法等について伺った。

組成調査の対象としては、「家庭系ごみのみで組成調査を行っている」が 230 件 (73.0%) と最も多く、次いで「家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて組成調査を行っている」が 83 件 (26.3%) であった。

図表 13 組成調査の対象の家庭系・事業系の別

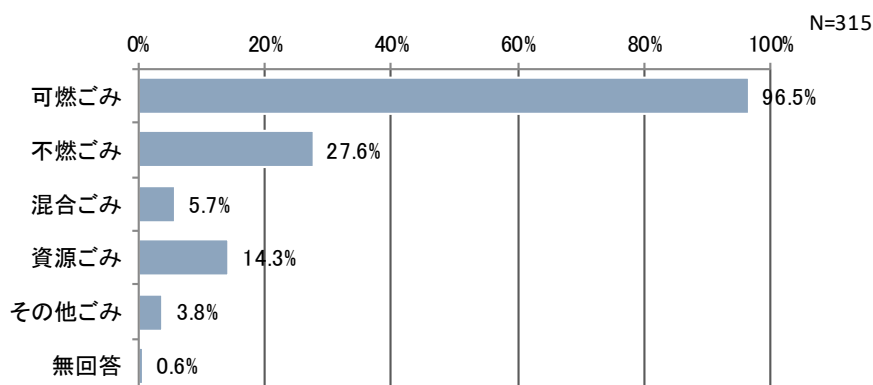


図表 14 組成調査の対象の家庭系・事業系の別

	件数	割合
1. 家庭系ごみのみで組成調査を行っている	230	73.0%
2. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずに、まとめて組成調査を行っている	83	26.3%
3. その他	0	0.0%
無回答	2	0.6%
合計	315	100.0%

また、組成調査の対象とする収集区分は、「可燃ごみ」を対象としている市区町村が 304 件 (96.5%) と最も多く、次いで、「不燃ごみ」が 87 件 (27.6%)、「資源ごみ」が 45 件 (14.3%) であった。

図表 15 調査対象の収集区分



図表 16 調査対象の収集区分

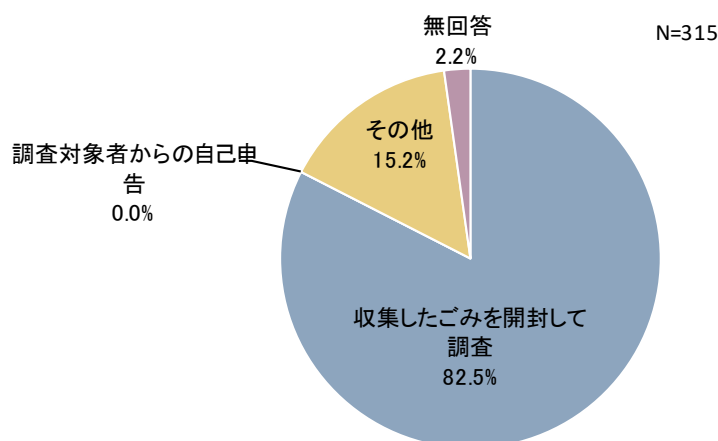
	件数	割合
1. 可燃ごみ	304	96.5%
2. 不燃ごみ	87	27.6%
3. 混合ごみ	18	5.7%
4. 資源ごみ	45	14.3%
5. その他ごみ	12	3.8%
無回答	2	0.6%
合計	315	100.0%

(注) 複数選択回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

組成調査の調査方法は、「収集したごみを開封して調査している」が260件(82.5%)と最も多く、「調査対象者からの自己申告により調査している」は0件であった。

その他の内容は、「貯塵ピットから抽出して組成調査を実施している」「ごみ質分析(環整第95号)」「排出時の聞き取り調査」等があった。

図表 17 組成調査の調査方法



図表 18 組成調査の調査方法

	件数	割合
1. 収集したごみを開封して調査	260	82.5%
2. 調査対象者からの自己申告	0	0.0%
3. その他	48	15.2%
無回答	7	2.2%
合計	315	100.0%

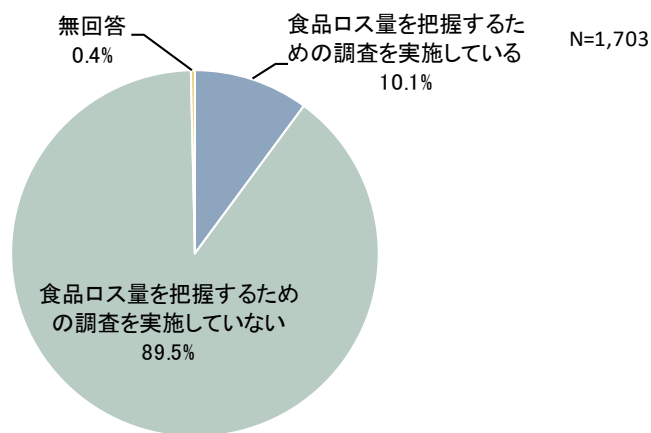
(5) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無については、「食品ロス量を把握するための調査を実施している」が172件（10.1%）であり、昨年度調査時の145件（8.5%）よりも増加したが、食品廃棄物の量を把握又は推計している市区町村が456件であることに照らすと、依然として食品ロスについては実態把握が進んでいない状況であった。

人口規模別にみると、50万人以上の都市では89%が食品ロス量の調査を実施している一方で、人口規模が小さくなると把握又は推計の実施率が低くなり、5万人未満の都市は3%にとどまる。

食品ロス量の調査を実施している市区町村の合計人口（平成29年）は5,626万人で、これは日本の人口の44.1%に相当する。

図表 19 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無



図表 20 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

	件数	割合
1. 食品ロス量を把握するための調査を実施している	172	10.1%
2. 食品ロス量を把握するための調査を実施していない	1,525	89.5%
無回答	6	0.4%
合計	1,703	100.0%

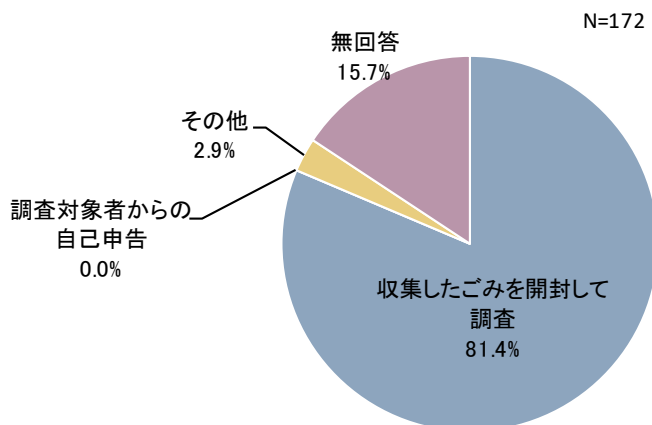
図表 21 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無（人口規模別）

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	248 (100)	255 (100)	1,165 (100)	1,703
1. 食品ロス量を把握するための調査を実施している	31 (89)	75 (30)	30 (12)	36 (3)	172
2. 食品ロス量を把握するための調査を実施していない	4 (11)	172 (69)	225 (88)	1,124 (96)	1,525
無回答	0 (0)	1 (0)	0 (0)	5 (0)	6

(6) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法

家庭から排出された食品ロス量の調査を実施している 172 市区町村に対し、調査の実施方法を伺ったところ、「収集したごみを開封して調査している」が 140 件（81.4%）と最も多く、「調査対象者からの自己申告」は 0 件であった。

図表 22 家庭から排出された食品ロス量の調査方法

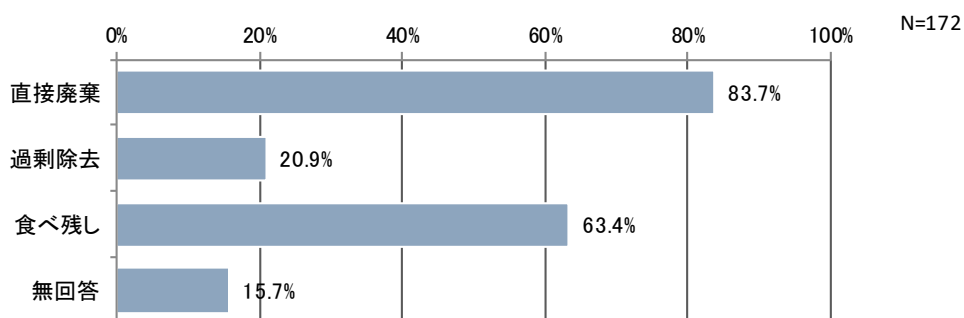


図表 23 家庭から排出された食品ロス量の調査方法

	件数	割合
1. 収集したごみを開封して調査	140	81.4%
2. 調査対象者からの自己申告	0	0.0%
3. その他	5	2.9%
無回答	27	15.7%
合計	172	100.0%

調査対象（食品ロスの内訳）としては、「直接廃棄」を調査対象としている市区町村が 144 件（83.7%）と最も多く、次いで「食べ残し」が 109 件（63.4%）、「過剰除去」が 36 件（20.9%）であった。回答の中には、「食べ残し」と「過剰除去」を同一の分類としているとの記入も多かった。

図表 24 調査対象（食品ロスの内訳）



図表 25 調査対象（食品ロスの内訳）

	件数	割合
1. 直接廃棄	144	83.7%
2. 過剰除去	36	20.9%
3. 食べ残し	109	63.4%
無回答	27	15.7%
合計	172	100.0%

（注）過剰除去と食べ残しを合わせて調査している等、2つの区分を合わせて実施している場合も含まれる。

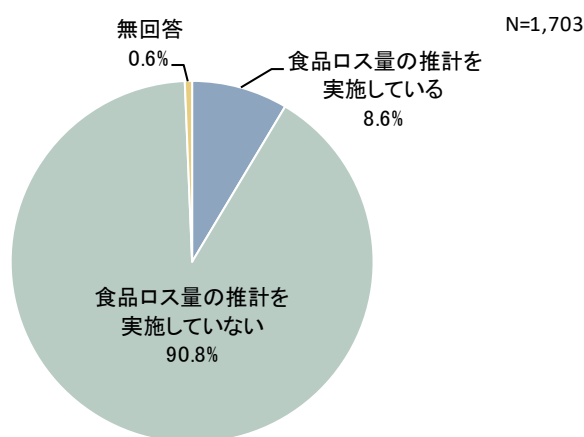
（7）家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無について伺ったところ、「食品ロス量の推計を実施している」が146件（8.6%）であった。

食品ロス量の推計の実施状況を人口規模別にみると、5)の食品ロス量の調査の実施と同様、50万人以上の都市では89%が食品ロス量の推計を実施している一方で、人口規模が小さいほど、推計の実施率が低い。

食品ロス量の推計を実施している市区町村の合計人口（平成29年）は5,278万人で、これは日本の人口の41.3%に相当する。

図表 26 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無



図表 27 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	件数	割合
1. 食品ロス量の推計を実施している	146	8.6%
2. 食品ロス量の推計を実施していない	1,546	90.8%
無回答	11	0.6%
合計	1,703	100.0%

図表 28 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無（人口規模別）

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	248 (100)	255 (100)	1,165 (100)	1,703
1. 食品ロス量の推計を実施している	31 (89)	61 (25)	24 (9)	30 (3)	146
2. 食品ロス量の推計を実施していない	4 (11)	185 (75)	230 (90)	1,127 (97)	1,546
無回答	0 (0)	2 (1)	1 (0)	8 (1)	11

(8) 家庭から排出された食品ロス量とその計算方法

(7) で食品ロス量の推計を実施していると回答した 146 市区町村に対し、食品ロス量と計算方法について伺ったところ、135 の市区町村が食品ロス量を記入した。このうち内訳の記入があったのは、直接廃棄 105 件、過剰除去 12 件、食べ残し 59 件であった。

なお、組成調査等により可燃ごみに占める食品ロスの割合を把握していても、発生量を算出していない場合や、直接廃棄や食べ残しを推計しているが、食品ロス量全体を推計していない場合において、食品ロス量の記入がない市区町村があるため、(7) で推計を実施していると回答した市区町村数と食品ロス量の記入があった市区町村数は一致しない。

図表 29 家庭から排出された食品ロス量の記入があった市区町村数

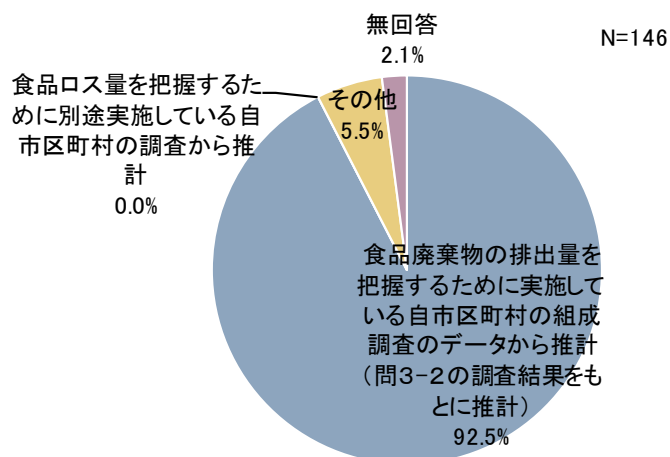
		回答数
食品ロス量		135
	直接廃棄	105
	過剰除去	12
	食べ残し	59

(注) 過剰除去及び食べ残しを区分せずに推計している場合は、どちらかの分類に合計量を記入している場合がある。

上記の食品ロス量の計算方法は、「食品廃棄物の排出量を把握するために実施している自市区町村の組成調査のデータから推計している」が 135 件（92.5%）と最も多く、「その他」が 8 件（5.5%）であった。

「その他」の内容は、「環境省又は農林水産省による調査結果」、「他の市区町村の事例より推計」等があった。

図表 30 食品ロス量の計算方法



図表 31 食品ロス量の計算方法

	件数	割合
1. 食品廃棄物の排出量を把握するために実施している自市区町村の組成調査のデータから推計	135	92.5%
2. 食品ロス量を把握するために別途実施している自市区町村の調査から推計	0	0.0%
3. その他	8	5.5%
無回答	3	2.1%
合計	146	100.0%

6. 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計

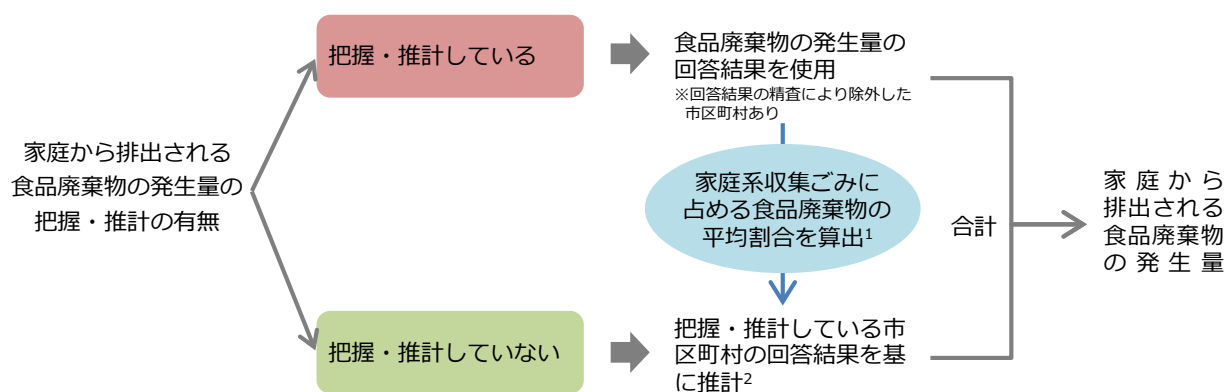
アンケート調査結果等を基に、平成 29 年度における家庭から排出される食品廃棄物の発生量について、全国推計を行った。食品廃棄物の発生量の全国推計は、家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村の回答、及び発生量を把握・推計していない市区町村における発生量の拡大推計を合計することで実施した。

ただし、食品廃棄物の発生量の把握・推計を行っているとは回答した市区町村であっても、一部地域での食品廃棄物の分別収集や試行事業における収集量を基に発生量を回答している場合や、家庭系ごみと事業系ごみを分けずに実施した組成調査を基に回答している場合、他の市区町村の組成結果等を用いて算出している場合がある。以上に該当する場合、実際の食品廃棄物の発生量を過小または過大に評価している可能性、市区町村の実態を反映していない可能性があるため、回答結果を食品廃棄物発生量として扱うことは適当でないと考えられる。

これらの点を踏まえ、各市区町村の家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握・推計の状況を 7 区分に分類し（図表 33）、食品廃棄物の発生量の推計方法が妥当と考えられる 1～3 に該当する市区町村については回答結果を使用した（348 市区町村）。

4～6 に該当する市区町村及び把握・推計を行っていない市区町村（7）については、把握・推計していると回答した市区町村のうち、組成調査の結果をもとに把握・推計している 229 市区町村の回答を基に、家庭系収集ごみに占める食品廃棄物の平均割合を求め（31.5%）、各市区町村における家庭系収集ごみ量に乗算することで、食品廃棄物の発生量を推計した。

図表 32 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の推計方法



- 1) 「食品廃棄物の発生量を把握・推計している」と回答した市町村のうち、組成調査の結果を基に推計しているデータを抽出し、「家庭系収集ごみ量（粗大ごみを除く）」に占める食品廃棄物の発生量（アンケートの回答結果）の割合を市区町村ごとに算出し、平均値を算出した（単純平均）。家庭系収集ごみ量は、平成29年度一般廃棄物処理実態調査の結果を用いた。
- 2) 食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村について、各市区町村の家庭系収集ごみ量に、1) で算出した、家庭系収集ごみに占める食品廃棄物の割合の平均値を乗算し、食品廃棄物の発生量を推計した。家庭系収集ごみ量は、平成29年度一般廃棄物処理実態調査の結果を用いた。

図表 33 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握・推計状況の区分

推計区分		市区町村数			人口 (千人)
① 回答結果 を使用	1：食品廃棄物を全域で分別収集	104	348	1,741	65,799
	2：組成調査（家庭のみ）から推計	229			
	3：一部地域の収集量から拡大推計/ 一部地域の収集量と組成調査の結果 から推計	15			
② ①を元に 推計	4：一部地域の収集量のみを記載	6	1,393	61,919	
	5：組成調査（家庭系と事業系の区別 なし）から推計	81			
	6：その他（他の市区町村の組成結果 等から推計/数値が過小）	5			
	7：把握・推計を行っていない、回答 なし	1,301			

図表 34 家庭系収集ごみに対する食品廃棄物の発生量の割合（平均値）

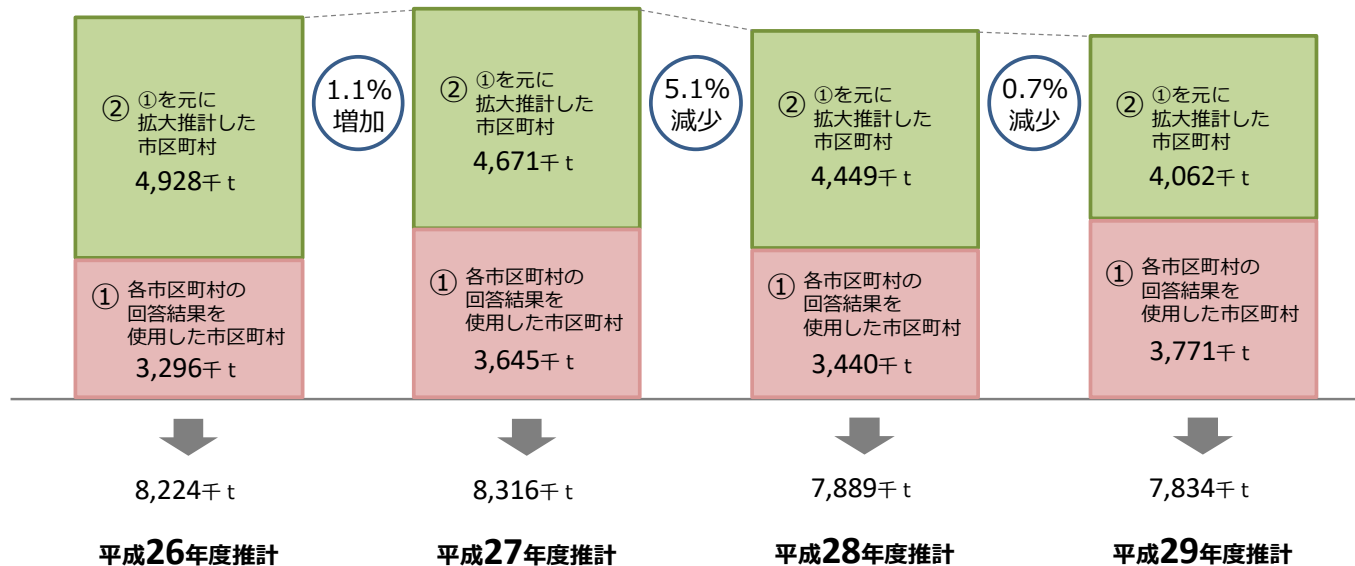
組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数	229
家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生 量の割合の単純平均値	31.5%

図表 35 家庭系収集ごみに対する食品廃棄物の発生量の割合（平均値）の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
組成調査（家庭のみ）から推計していた市 区町村数	129	139	152	186	200	229
家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する 食品廃棄物の発生量の割合の単純平均値	32%	32%	31%	32%	31%	32%

推計の結果、①食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村における食品廃棄物の発生量が「3,771千t」（348市区町村）、②食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村における食品廃棄物の発生量が「4,062千t」（1,393市区町村）であり、全国から排出される食品廃棄物の発生量は「7,834千t」と推計された。平成28年度の推計結果は7,889千tであり、0.7%減少した。

図表 36 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の推計結果と推移（平成26～29年度）

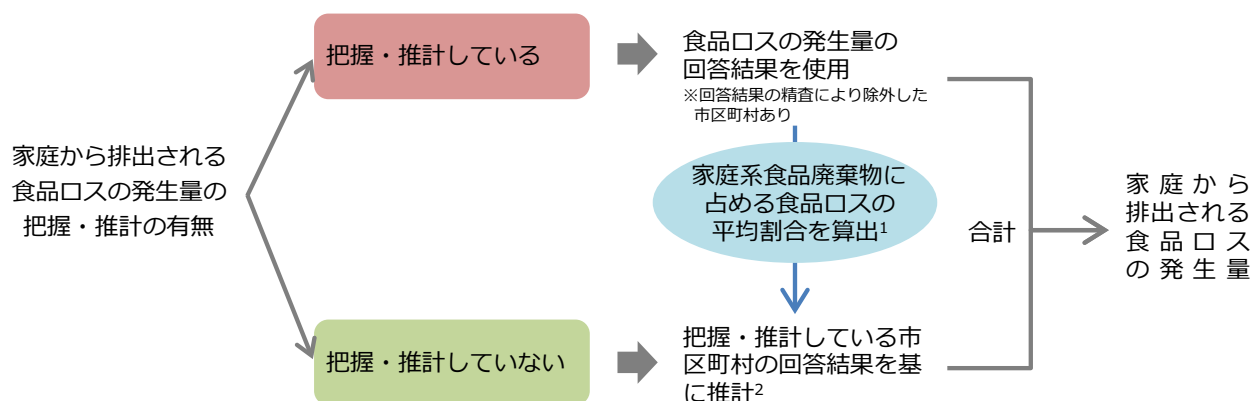


7. 家庭から排出される食品ロスの発生量の全国推計

食品ロスの発生量の全国推計は、家庭から排出される食品ロスの発生量を把握・推計している市区町村の回答、及び発生量を把握・推計していない市区町村における発生量の拡大推計を合計することで実施した。

なお、食品ロスの区分（直接廃棄²、過剰除去³、食べ残し⁴）のうち、一部の発生量のみ推計している場合や、内訳が不明な市区町村が多かったため、本推計では食品ロスの区分それぞれについて発生量を推計することとした。

図表 37 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計方法



- 1) 「食品ロスの発生量を把握・推計している」と回答した市区町村のうち、直接廃棄、過剰除去、食べ残しの区分それぞれについて、組成調査の結果を基に推計しており、推計方法が明確で妥当と考えられるデータ（＝食品ロス発生量を推計に用いた市区町村のデータ）を抽出し、各市区町村の食品廃棄物の発生量を基に、食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しのそれぞれの割合を算出した。これらに、今年度調査において平成29年度における食品ロス発生量の回答がなかった市区町村で、過去の調査で平成25～28年度において食品ロス発生量が推計に用いられた市区町村の食品廃棄物に占める食品ロスの割合のデータを加え、単純平均した。
- 2) 「食品ロスの発生量を把握・推計していない」と回答した市区町村について、上記で推計した食品廃棄物の発生量に、1)で算出した家庭系食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの割合を乗算し、発生量を推計した。

まず、「食品ロスの発生量の把握・推計を行っている」と回答した市区町村については、把握・推計方法を精査し、国が公表するデータや他の市区町村のデータ（農林水産省「食品ロス統計」、他の市区町村の組成調査結果等）を用いて推計している場合、不可食部である調理残さ等を含めた推計を行っている場合を除いた上で、回答された発生量（＝各市区町村の推計結果）を用いた。また、平成30年度以降の調査結果を回答している場合についても、平成29年度対象の推計であるため、除いた。除外された市区町村については、「食品ロスの発生量の把握・推計を行っていない」と回答した市区町村と合わせて、拡大推計の対象とした。

² 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの

³ 調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

⁴ 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの

図表 38 推計方法別市区町村数

	①各市区町村による 推計結果を使用	②拡大推計	合計
直接廃棄	88	1,653	1,741
過剰除去	6	1,735	1,741
食べ残し	45	1,696	1,741

拡大推計の対象とした市区町村については、「6. 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計」で推計した食品廃棄物の発生量に、家庭系食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの平均割合を乗算することで求めた。

平均割合は、食品ロスの発生量の回答を使用した市区町村、及びこれらの市区町村以外で、過去調査（平成 25 年度から平成 28 年度）において回答を推計に用いた市区町村のデータから算出した（単純平均、図表 39）。家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合の推移は、図表 40 のとおりである。なお、平均値との差分が標準偏差の 2 倍以上である回答は、外れ値として除外した。

図表 39 食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

	市区町村数	食品廃棄物に対する食品 ロス量の割合（単純平均）
直接廃棄	124	12.5%
過剰除去	8	8.3%
食べ残し	48	14.1%
合計		34.9%

図表 40 食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
直接廃棄	12.4%	12.1%	10.4%	9.9%	10.8%	12.5%
過剰除去	10.1%	10.7%	11.1%	10.7%	11.4%	8.3%
食べ残し	12.3%	11.8%	12.4%	13.4%	13.4%	14.1%
合計	34.8%	34.6%	34.0%	34.1%	35.6%	34.9%

（注）「合計」の値は、拡大推計に用いた「直接廃棄」「過剰除去」「食べ残し」の割合を足しあげたものであり、最終的な全国推計結果における食品廃棄物の発生量に対する食品ロス量の割合とは異なる点に留意。

推計の結果、全国から排出される食品ロスの発生量は、直接廃棄が「1,005千t」、過剰除去が「649千t」、食べ残しが「1,190千t」で、食品ロスの発生量は合計で2,843千tと推計された。平成28年度の食品ロス量（2,906千t）と比較すると、2.2%減少していた。

図表 41 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計結果

	①各市区町村の推計結果を使用		②拡大推計				食品ロスの発生量合計値 (千t/年)
	市区町村数	食品ロスの発生量 (千t/年)	市区町村数	食品廃棄物の発生量(千t/年)	食品ロスの割合(%)	食品ロスの発生量(千t/年)	
直接廃棄	88	322	1,653	5,456	12.5%	682	1,005
過剰除去	6	7	1,735	7,752	8.3%	642	649
食べ残し	45	294	1,696	6,351	14.1%	896	1,190
合計	-	623	-	-	-	2,220	2,843

(注) 小数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない。

図表 42 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計結果と推移（平成26～29年度）

